検討項目 「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」~燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう~

事前の記入のお願い

・第9回会議では、燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に規定しておきたい構成要素について、他の自治体の条例と比較しながら各グループの意見をまとめます。 つきましては、会議の効率的な進行という視点はもちろん、皆さんの考え方を整理していただく意味でも、次の事項についてあらかじめご記入してきていただければ幸いです。

「必要性」の欄の確認

・必要性の欄について、これまでの検討内容と照らし合わせて正しいものとなっているか確認し、「必要性に対する修正意見」の欄に必要に応じて修正意見を記入してください。

「規定の要否」の欄の記入

・規定の要否の欄について、要素案に掲げた項目を条例に盛り込むべきか考えていただき、必要または不要に「を付けてください。

構成要素の追加

・県内他市の条例比較(資料3)に掲載した他の自治体の条例と比較して、まちづくりの基本ルールとして盛り込むべき項目があれば、最終ページに追加記入してください。

- 補足説明 ・資料の網掛けの部分について・・・これまで具体的に検討は行っていませんが、他の項目との関係などから検討が必要と考える項目を事務局が追加したものです。
 - ・構成案および要素案について・・・これまでの会議で各グループから挙げられた意見を整理し、素案の全体構成をまとめてあります。また、関連する条文の要旨案をそれぞれ組み替えて表示しています。
 - ・条文の要旨案について・・・どのテーマの検討から導き出された意見であるかを先頭の部分で表示してあります。(「条例に期待すること、こんな条例にしたいこと= 」「検討項目 = 」「検討項目 = 」)
 - ・第9回会議では、太枠の部分について意見交換を行います。(内容、条文の要旨案については、今後も修正が可能なため、今回の検討の参考として掲載しています。)

各項目の検討

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要	要性に対	する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
1 前文	前文	(どちらかに を 付けて〈ださい) 必要・不要	前文は、条文本体の前に置かれ、条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。それ自体が規範となるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条文の解釈の基準となるものと言われています。	(意見の例)	*	に修正	前文は、燕市の「自然」「歴史」「文化」「産業」などの特色(燕市らしさ)を表現し、市が目指すまちの姿(どのようなまちににしたいか)と条例制定の意義を表明するものです。	(条文は全体的に「 することができます、努めます」等積極的になれる表現に した方が良い。)	
2 総則	目的	必要 ・ 不要	この条例の制定の目的を明らかにするために定めるものです。目的規定は、条例を構成する条文のはじめに置き、条例の目的を示すとともに、各条文の解釈となります。				まちづくりの主人公は市 民であり、市民主体の活 力あるまちづくり(市民自 治)を目指すため、市民、 市議会、行政が力を合わ せ、共にまちづくりを進め ることを条例で明確化しま す。		【検討課題】 行政が考える条例制定 の目的や必要性はこれ までに述べたとおりです が、皆さんが考えるまち づくり基本条例の目的を 皆さんの言葉で規定する 必要があります。
	用語の意味(定義)	必要 ・ 不要	この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、この条例で使用している重要な用語を掲げ、その定義を定めるものです。				「まちづくり」「市民」「市」 「市民参画」「協働」「地域 コミュニティ」などの定義を 示します。		【検討課題】 ・市民参画や協働とはどのようなことを意味するのでしょうか。 ・その他の規定で用語の定義が必要なものはあるでしょうか。 ・定義が存在しないと誰が何をできるのか、何をする必要があるのかません。 単に先進事例の規定を踏まるの考え方や定義が必要です。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	 (内容)	 (条文の要旨案)	(主な論点)
	まちづくりの基本理念	必要 · 不要	燕市が目指すべきまちづくりの方向やまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有するべき基本的な考え方を基本理念として明らかにするものです。	「人づくり」「協働のまちづくり」「市民参画によるまちづくり」「地域の特性を尊重したまちづくり」など、まちづくりの基本的な考え方を示します。	市民は、まちづくりの主体です。	【検討課題】 総合計画の基本構想(燕市のまちづくりを出るで、行政とりが大切にし方) ればならない考えーウルばならないがす。 は、人でいます。 は、大のでのまちづくりがするで、まちづくりがする。 は、まちがよりの事業といるものではなく、するを単にといるを必ずをあるためではないがあるとのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない
	まちづくりの基本原則	必要 ・ 不要	条例に定める目的の達成やまちづくりの 基本理念を実現するため、まちづくりを進め ていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共 有するべき行動原則を明らかにするもので す。	「市民参画」「協働」「情報共有」「交流」「自主性や自立性の尊重」など、まちづくりの基本原則を示します。	【すべての主体】まちづくりの目的や理念を共有します。 【すべての主体】市民と市が相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有します。 【すべての主体】市民参画の機会を平等に保障します。 【すべての主体】市民と市が協働して公共的課題の解決に当たります。	【検討課題】 まちづくりの基本理念を 実現するため、まちづくり はどのような原則に基づ いて行われるべきなのか という基本原則を皆さん の言葉で規定する必要 があります。
3 まちづくりの主体	市民の権利	必要 · 不要	市民参画と協働によるまちづくりを推進し、市民主体のまちづくりの更なる推進を目指していくための市民の権利を明らかにするものです。	すべての市民がまちづくりの主体として、市政にも意見を提言するなど「まちづくりに参加する権利」があり、また、行政が保有するまちづくりに関する「情報を知る権利」があることなどについて示します。	市民は、市政運営に関する情報を知る 権利を有します。	「検討課題」 市民が持つまちづくりの権利とは、どういうものでしょうか。 市民の役割の検討からある程度導き出されると考えます。 (役割の裏返し・・・こういう役割を担うから、こういう権利がなければならない等)
	市民の役割	必要 (第8回会議の 各グループの意 見より)	まちづくりの主体として位置付けられる市民の役割を権利に伴う責務として明らかにし、その実践を通して、市民主体のまちづくりを目指すものです。	市民が果たすべき役割を、市民の権利に伴う責務として示します。	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ちます。 市民は、自らができることを考え、主体的に行動します。 市民は、地域社会(まちづくり、地域づくり)に関心を持ちます。 市民は、積極的にまちづくり(市政運営、地域活動、市民活動)に参画するように努めます。(「積極的に」は不要) 市民は、個人の権利を守ります。(権利の前に「義務を果たし」を追加) 市民は、お互いを尊重します。 市民は、お互いに助け合い、支え合います。 市民は、お互いに助け合い、支え合います。 市民は、市民参画に当たって、自らの発言と行動に責任を持ちます。 市民は、目標(まちづくりやひとづくりの理念)をそれぞれが共有します。 市民は、人と人のつながりを大切にし、広く交流を深めます。	【主な論点】 条例に規定する市民の

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	地域コミュ ニティの役割 ・ 自治会	必要 (第 8 回会議の 各グループの意 見より)	地域コミュニティは、自治会をはじめとして、地域における多様なつながりを基礎として住み良い地域社会をつくることを目的に組織されています。地域のことはまず地域で考え、市民が主体的に行動しながら地域の公共的な課題を解決していくための重要な役割を担ってきました。こうした地域コミュニティをまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける地域コミュニティの役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。		協働による公共的課題の解決を推進するため、 地域コミュニティの役割を 示します。 協働による公共的課題	安全・安心な住み良い地域環境を整備します。 地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役割を担います。 参加を通して交流を図り、市民同士の連帯感を醸成します。 地域における協働を推進します。 地域の人材を育成します。 【市民】市民は、地域コミュニティを守り育てます。 【市民】市民は、地域環境を守ります。 地域の意見を集約し、市政に反映する役	【主な論点】 自治会とまちづくり協議 会の役割を地域コミュニティとは別に定めるべかについては、意見が分かれました。それぞれ別々の役割があり、明確にすることでメリットがあるとの意見から、現時点では別々に定める方向で検討します。
		,	地域コミュニティを形成する最も基礎的な団体です。また、自治会長は燕市の自治行政の周知徹底と行政事務の円滑な運営を図りながら、燕市の行政事務の一部を担っています(燕市自治会長に関する規則 第1条)。自治会は、市民にとって最も身近な存在として日常生活の中で発生する地域の公共的な課題を協力し合いながら解決するなど、地域づくりの重要な担い手として自治会の果たす役割は大きいと言えます。		の解決を推進するため、地域コミュニティとは別に、自治会の役割を示します。	割を担います。 地域の課題を把握し、お互いに協力し合って解決します。 情報の交換や伝達を行い、地域に開かれた活動を行います。 地域の重要な基盤としての役割を担います。(「基盤」という文言は要検討)	
	・まちづくり協議会	必要 (第8回会議の 各グループの意 見より)	まちづくり協議会は、地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するために組織した団体です。まちづくり協議会は、地域社会の自治意識を醸成し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民自ら地域の課題について協議し、自らの手で課題を解決することを目的としています(燕市まちづくり協議会補助金交付要綱第1条)。それぞれの地域において、市民と行政の協働のまちづくりを推進する母体となり、まちづくり協議会の果たす役割は大きいと言えます。		協働による公共的課題の解決を推進するため、 地域コミュニティとは別に、 まちづくり協議会の役割を 示します。	まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整の場として、広範の地域のまちづくりの提案を行います。 自治会と協働(対等な立場で連携・協力)しながら、地域の公共的課題の解決に取り組みます。 様々な活動を通じてコミュニティ意識の醸成を図ります。 まちづくりの目的を共有します。 地域の特色を生かした様々な活動を行う場としての役割を担います。	
	市民活動団体の役割		市民活動とは、市民が自主的・自発的に行う公共的かつ公益的な営利を目的としない活動です。特定非営利活動促進法(NPO法)などの法的な基盤整備により、地域社会を支える新たなまちづくりの担い手として広く認識されるようになりました。そして、市民活動には、専門性、多様性、柔軟性、創造性、先駆性などの特性や特徴があります。こうした市民活動を行う団体をまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける市民活動団体の役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。		協働による公共的課題の解決を推進するため、市民活動団体の役割を示します。	【市民】市民活動に対する理解を深め、 その活動に自主的に参加し、協力します。 自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。 市民活動のもつ特性(専門性、柔軟性、 多様性等)を生かした活動を行います 市民活動の充実を図ります。 人づくりを推進します。 活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。 様々な主体との協働を推進します。 活動を通して地域社会に貢献します。	【主な論点】 特になし

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	 (内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
(1137-2051()	事業者等	7,0,2,0,2,1	産業は、燕市の重要な特性のひとつで	協働による公共的課題	地域経済の活性化に努めます。	【主な論点】
	の役割	必要 (第8回会議の 各グループの意 見より)	す。また、公共的な領域が広がる中で、地域 社会を構成する一員としての事業者等の果 たす役割は大きいと言えます。こうした事業 者等をまちづくりの主体として位置付け、まち づくりにおける事業者等の役割を明らかに し、協働によるまちづくりを一層推進していく ことを目指すものです。	の解決を推進するため、事業者等の役割を示します。	公共的な活動に協力し、地域社会に貢献します。 自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を行います。 活動に関する情報の発信や提供を積極的に行います。 技術を継承し、人材を育成します。 様々な主体との協働を推進します。	特になし
	学校等の 役割	不要 (第 8 回会議の 各グループの意 見より)	燕市総合計画の基本構想では、人にまつわる4つの基本理念(燕市のまちづくりを進めていく上で、行政と市民一人ひとりが大切にしなければならない考え方)を掲げています。市では、教育の重要性が一層増している今、人をまちづくりの原点として、豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを市民とともに推進するため、平成20年9月に「教育立市」を宣言しました。まちづくりは人づくりに例えられるように、まちづくりにおいて学校等の果たす役割は大きいものがあります。	(人づくりに関する項目 に包括規定)	まちづくりを支える人材を育成し、未来の 燕市を担う子どもを育てます。 燕市教育立市宣言に基づき、教育の振 興に努めます。 様々なまちづくりの主体と協働し、学校を 核とした活動を進めます	【主な論点】 学校等を構成する教育 委員会、PTA・保護者会 といった主体は、別に定める市、地域コミュニティ、市民活動団体などの 主体と重なる部分が大きく、突出して規定するのではなく包括的に規定するのではなくが見ましいとの考えから、条例に定めないこととします。
	市議会の役割	必要 (第 8 回会議の 各グループの意 見より)	市議会は、市民の代表として燕市の最終的な意思決定を行う機関であり、地方自治法で規定されているとおり広範な機能を有しています。市議会は、まちづくりの重要な主体であり、まちづくり基本条例は、燕市のまちづくりの基本的な考え方を定めるものであることからも、あらためて市議会が果たすべき役割を明らかにするために設けるものです。	市民自治をより推進するため、まちづくりにおいて果たすべき市議会の役割を示します。	市の意思決定機関として役割を果たします。 市政を監視する機関としての役割を果たします。 政策立案・政策提言を積極的に行います。(当然のことであり、明文化の必要なし) 議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営を行います。 市民の意思を代表し、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。	【主な論点】 市議会については規定し は規定しいでは規定したが、市議会については規定しては見いで見がでした。 規定しては規定しては規定しては規定しては規定しては規定がであり、ことができるがあるに、であり、こと考めらいである。と考めらいである。と考めらいでは、であり、こと考めらいでは、であり、であるのであるである。とがあるであるである。とのは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
	市の役割	必要 (第 8 回会議の 各グループの意 見より)	市民参画と協働によるまちづくりを推進し、まちづくりの基本理念を実現するうえでの、地方公共団体の代表者である市長及び執行機関としての行政の責務を明確に示すことは、条例の実効性を高める上で重要です。	市民自治をより推進するため、まちづくりにおいて果たすべき行政の役割を示します。	市は、市民にわかりやすく機能的かつ 効率的な組織運営を行います。 市民福祉の増進を図るため、効率的で 質の高い行政サービスを提供します。 公正な市政運営を行います。 執行機関が相互に連携し、協力しながら 行政機能を発揮します。 市民の権利及び利益が侵害されること のないよう、必要な措置を講じます。	【主な論点】 市の定義で、市という表現を「市長等」と、執行機関という表現を「行政機関」と変更する意見もありました。条文化する中で、不都合があれば修正を検討します。市職員については、市と分けて規定すべきという意見が多く挙がりました。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	・市の職員の役割	必要 (第8回会議の 各グループの意 見より)	行政運営にかかる実務を遂行する職員に ついても、その責務を市民に対して明らかに するものです。		市民と市が協働でまち づくりを行うため、まちづく りにおいて果たすべき市の 職員の役割を示します。	市の職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。 職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加します。 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発や自己啓発を行います。	
	国、県の 機関の役割	不要 (第 8 回会議の 各グループの意 見より)	国や県の機関についても、燕市のまちづくりに大きく関係している部分があります。地方分権改革により、国や県とは「対等・協力」の関係となったことを踏まえ、多様化する政策課題を解決するため、連携、協力していく必要性を条例で宣言するものです。		(国、県との連携に関する項目に包括規定)		【主な論点】 まちづくりの主体として は、条例に定めないこと とします(後述の「国・県 との連携」で規定すべき か検討します)。
4 協働	協働の推進	必要 ・ 不要	地域の公共的な課題の解決や自立した地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民と行政、議会、市民同士は、相互に協力し、連携してまちづくりを進めていくことを明らかにします。協働によるまちづくりを進めるにあたっては、相手を尊重し、理解することが重要になります。また、協働する領域には、市民と行政、また市民同士がその責任と主体性を持って行う領域と、それぞれが役割分担しながら協力と連携で行う領域があると考えます。		協働によるまちづくりの 基本的な進め方について 定めます。	各主体の役割等を明確にします。 市民と市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。 市は、様々な主体が共に活動できるような仕組みを整備します。 市民と市または市民同士がまちづくりの目標を共有します。 市は、お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進します。 市は、各主体が協働のまちづくりの理念や目的を共有できるよう必要な環境づくりを行います。 市は、協働のまちづくりを推進するための仕組みや活動拠点の整備等必要な環境づくりを行います。	【検討課題】 協働の仕組みで、条例に 規定すべき項目(ルー ル)は何でしょうか。
	協働事業 の推進	必要 ・ 不要	協働によるまちづくりを推進するため、公 共的な課題の解決に向けて市民と行政が同 じテーブルで協議する場をつくるなど協働の 取り組みを推進していくことが必要です。行 政からの提案だけではなく、市民からの提案 という相互の提案によりこの趣旨を実現しよ うとするもので、協働によるより効果的な課 題解決を図るために必要な取り組みを推進 していきます。		市民と行政の相互の協働の取り組みを推進することを示します。	市は、協働して実施することにより効果的に実施できる事業等について、協働事業の実施を推進します。 適切な役割分担及び対等な関係を保ちます。 市民は、協働事業を提案できます。	
	地域活動・ 市民活動の 推進	必要 ・ 不要	市民と行政がともに公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市民の自主的かつ自発的活動である地域活動や市民活動を積極的に推進していく必要があることを明らかにするものです。市民一人ひとりが地域活動や市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。行政は活動が推進されるよう必要な支援を行うとともに、市民は、自発的かつ自主的に市民活動に参加、又は協力に努めることが必要です。		行政は、地域活動や市民活動が推進されるよう支援するとともに、市民は、自発的かつ自主的に活動に参加、又は協力するよう努めることを定めます。	地域活動を推進します。 ボランティア等市民活動を推進します。 市民は、地域コミュニティの活動や市民 団体の活動に参加し、協力します。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	 (内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	行政によ る支援	必要・不要	行政は、多様な主体と協働のパートナーとして共に活動できるよう、その活動の公益性や活動内容の透明性、及び行政が行った支援による効果について詳しく検証したうえで、活動の促進のために適切な支援を進めていく必要があります。	行政は、協働のまちづく りの推進に当たり、多様な 主体と共に活動できるよう 適切な支援を行うことを定 めます。	市は、多様な主体と共に活動できるよう適切な支援を行います。 市は、地域活動や市民活動を促進する ため必要な支援を行います。	
	自主性・自 立性の尊重	必要 ・ 不要	行政は、多様な主体との協働によるまちづくりを行う場合や必要な支援をする場合において、各主体の自主性や自立性といった特徴が生かされるように配慮しなければなりません。協働の相手方を行政の下請けとして位置付けることのないよう、その特性を生かした政策を進めていく必要があります。	行政は、協働のまちづく りの推進に当たり、各主体 の自主性、自立性を尊重 することを定めます。	市は、公共的かつ公益的な活動に対する自主性及び自立性を尊重します。	
	人づ(り (人財育成)	必要 ・ 不要	地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、人材の問題があります。まちづくりは人づくりに例えられるように、すべての基礎となることを認識するとともに、人づくりは市と市民が協働で取り組むべき公共的課題としてとらえ、燕市のまちづくりの担い手となる人材の育成について明らかにします。	行政と市民とが協働して、「人財」育成の様々な機会を提供していくことを 定めます。	市は、市民と共に、まちづくりを支える人材を育成します。 【市は】まちづくりを支える人材を育成するための機会を提供します。	
5 市民参画	市民参画の推進	必要 ・ 不要	市民主体のまちづくりを目指すためには、 市民の自発的かつ主体的な市政への参画 が必要であり、さらに行政の政策の立案、実 施、評価及び改善の各過程にかかわること が重要です。市政への市民参画を推進し、 開かれた市政を実現するため、市民参画を 基本とした市政運営を行っていくことを明ら かにします。	市民主体の開かれた市政を実現するため、市民の参画を基本とした行政運営や市民参画の方法について定めます。	市は、市民参画の機会を確保するとともに、市民参画を積極的に推進します。 市は、積極的な市民参画が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。 市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築します。 【市は】市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を確保し、市民参画を積極的に推進します。 【市は】実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。	【検討課題】 市民参画の仕組みで、 条例に規定すべき項目 は何でしょうか。
	市民意見 の反映	必要・不要	市民主体のまちづくりを目指すためには、 市民の意思に基づく市政運営を行う必要が あります。行政は、市民参画により市民から 提案された意見や提言などを個々に検討し、 政策等に反映させるよう努めるとともに、そ の結果を市民に公表するなど、必要な取り組 みを行っていくことを明らかにするものです。	市民参画と協働により 市民の意思を的確に把握 し、政策等に適切に反映 するように行政運営を行っ ていくことを定めます。	市は、市民の意見、提言等が適切にまち づくりに反映されるよう必要な措置を講じ ます。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	審議会等	=	附属機関等とは、行政の事務について必		行政は、附属機関等の	市は、審議会等の委員に公募市民を選	
			要な審査、審議又は調査等を行うために設		委員に市民を選任すると	任するよう努めます。	
			置された審議会等のことです。学識経験者、		きは、公募により選考する	市は、審議会等の委員を選任するとき	
			関係者や一般市民等で構成する審議会等		よう努めるとともに、男女	は、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広	
			は、行政の政策過程で重要な役割を担って		比率、年齢構成等を考慮	い分野から人材を登用します。	
		.v. == 7 ==	おり、市政への市民参画を実現する重要な		し、幅広い分野から人財を		
		必要・不要	方法の一つとして位置付けられています。多		登用するよう努めることに		
			〈の市民から多様な意見を聴〈ために、男女		ついて定めます。		
			比率、年齢層などを考慮し、幅広い分野から				
			委員を選任するとともに、委員の公募制を充				
			実させ、市民参画の促進と政策過程の透明				
			性の向上に努める必要があります。				
	・審議会等の		行政の政策過程の透明性を図り、情報公		行政は、附属機関等の		
	会議の公開		開と情報共有の観点から、審議会等の会議		会議を公開することを定め		
			を原則公開とすることを明らかにするもので		ます(議事内容に非公開		
		必要 ・不要	す 。		情報が含まれ、公開するこ		
					とが適当でないと認められ		
					る場合は、会議の全部又		
					は一部を非公開とすること		
	**** O.18				ができます)。		
	対話の場		市民の情報交換や意見交換、学習機会と		対話に基づく市民参画	市は、市民と活発な意見交換ができる	
			なる対話の場の設置により、課題の共有や		の機会や学習の機会を保	よう対話の場を設けます。 市は、市民が必要とするまちづくりの学	
		必要・不要	お互いの立場を理解することができます。市		障することについて定めま	習機会の提供を充実します。	
			民意見をより反映したまちづくりを推進する		す 。		
			ため、対話に基づき、市民がまちづくりに参				
	11° → 11 +		画する機会を保障するものです。		になけ サナの手悪か		
	パブリック		パブリックコメントは、行政の意思決定の		行政は、燕市の重要な 政策等を策定するときは、		
	コメント		過程で案を公表し、市民からの意見の提出 を広〈求め、提出された意見を考慮して意思		パブリックコメントを実施す		
			決定を行うとともに、その意見に対する行政				
			の考え方を公表する手続です。燕市では、市		ることを定めます。		
		 必要 ・不要	民の意見を市政に反映させる具体的な手法				
		必安 · 小安 	のひとつとしてパブリックコメント制度を設け				
			ていますが、この条例に規定することで、行				
			政の意思決定の過程の公正性の確保や透				
			明性の向上を図る姿勢を明らかにする必要				
			があります。				
	住民投票		まちづくりは、市民と行政の信頼関係や協		市民の生活に関わる極	 重要事項について、住民投票を実施する	【検討課題】
	17.07X		力関係が必要であり、情報共有と市民参画		めて重要な事項について、	ことができます。	地方自治体が抱える課
			を実践し、政策決定までの議論の過程を大		住民投票を実施すること		題は、二者択一で解決で
			切にすることで、住民投票に至らなくても解		ができることを定めます		きない問題が多く、多額の経典の問題の必要の問題の必要の問題の必要の問題の必要の問題の必要の問題の必要の問題の必要の問題の必要を
			決していくことが可能です。住民投票は、賛		(住民投票に必要な事項		の経費の問題、少数意 見の取り扱い、市民間の
			否両論があり、住民投票に至ることなく重要		は、事案ごとに個別の条		感情的なあつれきを生む
		必要 ・不要	課題を解決していくことが最適ですが、市民		例で定めます)。		可能性があるなど、住民
		~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	の意思確認のためのあくまで最終手段として				投票は多くの課題を抱え
			位置付け、制度的に保障するものです。				ています。住民投票は市 民参画を保障する制度
							氏参画を休障する制度 の一つですが、燕市のま
							ちづくりの基本ルールと
							して条例に盛り込むこと
							が必要なのか、「住民投
<u> </u>		1		7/10			票」の検討が必要です。

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
6 市政運営	情報共有		協働の取り組みを進めていくうえで、パー		協働のまちづくりを推進	市民と市は、相互に情報を共有します。	【検討課題】
			トナー同士が持つ情報を相互に共有すること		するため、市民と行政が相	市は、まちづくりに関する情報を共有し、	燕市のまちづくりを進め
			は、たいへん重要です。そのため、市民と行		互に情報提供を行い、情	意見交換が図られるよう、多様で開かれ	ていくうえでルール化す
		必要・不要	政が相互に情報提供を行い、情報の共有化		報の共有化に努めること	た場と機会を提供します。	│ べきことは何でしょうか。 │ これまでの検討の中で
			に努める必要があります。		について定めます。	市は、まちづくりの課題等を的確に把握 するため情報収集を行います。	しているでのほどの中でしている。
						(市は)まちづくりに関する情報を提供	報共有、情報提供などさ
						することにより、情報の共有を行います。	まざまなルールが話し合
	情報公開		情報公開は、市民の知る権利を保障する		市民がまちづくりへの関	市は、まちづくりに関する情報を積極的	- われましたが、そのほか - 条例に規定すべきルー
			とともに、市民参画を推進するうえでの前提		心を高めることができるよ	に公開します。	ルはあるでしょうか。
			条件となるものです。燕市では、燕市情報公		う、燕市は、市政運営に関	市は、わかりやすい情報を提供するとと	
		必要・不要	開条例に基づき、市政運営の透明性の確保		する情報を適切な時期及	もに情報提供を充実します。	
			が図られていますが、この条例に規定するこ		び方法により積極的に公	【市は】まちづくりに関する情報を適切な時期でできまった。	
			とで、市民に開かれた市政運営を一層推進		開することについて定めま	時期及び方法により積極的に公開しま す。	
			する姿勢を明らかにする必要があります。		す。	<i>y</i> ₆	
	個人情報		市民参画と協働のまちづくりを進めるうえ		燕市は、まちづくりに関		1
	の保護		で、情報公開や情報共有が重要となる一方		する情報の提供及び共有		
			で、個人の権利と利益の保護を図ることが必		に当たり、市民の権利及		
		.v= -=	要です。燕市では、燕市個人情報保護条例		び利益が侵害されることの		
		必要・不要	に基づき、個人情報の保護が図られていま		ないよう、必要な措置を講		
			すが、この条例に規定することで、個人情報		じることについて定めま		
			の保護に関する燕市の基本的な考え方を明		す。		
			らかにする必要があります。				
	説明責任		説明責任は、市民参画と協働によるまち		行政は、市民に対し、行	政策等の立案、決定、実施、評価の各	
	/ 応答責任		づくりを進める上で最も基本的な原則です。		政の政策の立案、実施、	過程において、その経過、内容、効果等を	
			従来は、結果の説明に重点が置かれていま		評価及び改善の各過程に	市民にわかりやすく説明します。	
			したが、今後、政策の各過程においてその必		おいて、施策に関する情	市は、まちづくりに関する市民からの意 見、要望、質問等に対し適切に応答しま	
			要性や経過、内容などについてわかりやすく		報を市民にわかりやす〈説	兄、安皇、貝回寺に対し週切に心合しよ す。	
		必要・不要	説明し、市民から理解が得られるよう努めて		明することを定めます。ま	・ 市民からの意見、要望、質問等に対し、	
			いくことが必要です。また、行政は、市民から		た、まちづくりに関する市	速やかに、かつ、適切に応答します。	
			の市政に関する意見、要望、提案等に対し		民からの意見、要望、質問		
			て、適切な対応を図り、行政サービスの改善		等に対し、速やかに、か		
			に取り組むことが必要です。		つ、適切に応答することを		
					定めます。		
	総合計画		総合計画は、燕市のすべての計画の基本		燕市は、個性豊かで持	総合計画を策定し、計画的な行政運営を	
			となる計画で、燕市の事務事業は、すべて総		続可能な地域社会を実現	行います。	
			合計画に基づいて行われます。行政は、まち		するため、市政運営の総		
		必要 ・ 不要	づくりの基本理念を実現するため、総合的か		合的な指針として総合計		
			つ計画的な政策を実施していくことが必要で		画を策定し、計画的な市政		
			す。また、政策等の進捗状況について公表し		運営を行っていくことを定		
			ていくことも必要です。		めます。		
	行財政運		行政が、自主自立のまちづくりを進めてい		行政は、効率的かつ効	市政運営を効率的かつ効果的に行いま	
	営		くとともに、この条例の目的の実現に向けて		果的な市政運営を行われ	す。	
			最大の機能を発揮していくためには、継続的		なければならないこと、健	健全な財政運営を行います。	
		必要・不要	に行政の効率性を高める努力をしながら、健		全な財政運営に努めなけ	効率的かつ効果的な政策を実施するとと	
			全な財政を保っていかなければなりません。		ればならないことを定めま	もに、健全な財政運営を行います。	
			また、燕市の財政状況について公表していく		す。		
			ことも必要です。				

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
	行政改革	必要 · 不要	行政改革は、現在の行政運営を全面的に 見直し、効率的で効果的な行政運営が行え るよう、また、それによって新たな財源を生み 出せるよう取り組まれるものです。簡単に言 えば、これまでの行政の仕事やそのやり方な どを変えて、良くしていく取組みです。燕市で は、前例にとらわれない発想のもと、自己決 定と自己責任を基本とし、集中と選択による まちづくりを進めていくことが求められていま		効率的で効果的な行政 運営を行っていくため、不 断に行財政改革を取り組 むことを定めます。	積極的に行財政改革に取り組みます。 前例にとらわれない柔軟な姿勢と新たな 発想で行財政改革に取り組みます。	
	行政評価	必要・不要	す。 行政評価は、行政が行っている仕事について、点検と評価を行い、必要に応じて事業の取組み方法などを見直し、次の仕事に生かしていく仕組みです。さらに、効率的で効果的な行政運営を行い、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすためものです。		効率的で効果的な行政 運営が行えるよう、事業等 の評価を行い、その結果 を政策等に反映するととも に、公表するように努める ことを定めます。	市は、行政評価を実施し、評価結果を政策等に反映します。 市政運営を効率的かつ効果的に行うため、行政評価を実施し、評価結果を政策等に速やかに反映します。	
	まちづくり の仕組み(政 策法務)	必要 ・ 不要	地方分権改革の進展、少子高齢化社会の 到来など、社会経済情勢等の変化などに対 応するためには、従来の踏襲型の発想の仕 方そのものを転換していくことが求められま す。そして燕市の地域特性を生かし、独自の 行政を行うよう努める必要があります。		行政は、地域の特性を 生かした自立的な市政運 営を行うため、法令の自主 的な解釈・運用を進め、積 極的に政策立案を行うこと など、独自の行政を行うよ う努めていくことを示しま す。	新たなまちづくりの仕組みを提案してい きます。	
	交流	必要 ・ 不要	地域の公共的課題は、より複雑化・高度化し、地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちと交流・連携することにより、新しい価値感を生み出し、地域の公共的課題を効果的に解決することが期待できます。さらに、まちづくりの多様な主体が、交流と連携を通して、まちづくりの担い手を育成していくことが大切です。		地域間交流、世代間交 流を積極的に推進し、市 全体が一体となってまちづ くりを進めていくことを示し ます。	人と人のつながりを大切にし、広〈交流を 深めます。	
	連携	必要・不要	市民生活は、燕市の区域内に限定される ものではなく、地域の公共的課題は、市単独 では解決できない場合もあります。地方分権 の推進においては、様々な分野での広域的 視点に立ったまちづくりを進めるとともに、よ り効率的な市政運営を進める必要がありま す。そのためには、国、県、他の市町村との 間での情報共有など、積極的な連携を図っ ていく必要があります。		地方分権改革により、 燕市は国及び県とは上下 関係ではなく、対等で相互 に連携、協力する関係で あることを明らかにしま す。また、まちづくりを進め るうえで、市単独で解決が 難しい広域的な課題に取 り組むために、他の自治 体等との連携や協力に努 めていくことを示します。	国、県、市は対等な立場で協力し合います。 【市】市は、国、県、他の地方公共団体と対等な立場で互いに連携し、協力して行政課題の解決に取り組みます。	

(構成案)	(要素案)	規定の要否	(必要性)	必要性に対する修正意見	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
7 条例の位置付け	条例の位置付け	必要・不要	この条例は、まちづくりの基本的な考えを 定めることにより、これからのまちづくりを進 めるうえでの指針となる条例です。まちづくり に関わる多様な主体が、この条例の趣旨を 理解し、条例の考え方を基本として自ら考 え、行動することによってこの条例の価値が 高まってきます。市民と行政は、この条例に 規定する事項を尊重しながら、まちづくりを進 めていく必要があります。		この条例は、市民参画と協働によるまちづくりの基本原則であり、市民と行政は、この条例に規定する事項を尊重することについて定めます。	条例等の制定、基本的な計画の策定、 事業の実施等にあたり、この条例の趣旨 を尊重します。	【検討課題】 この条例は、燕市のまち づくりを進めていくうえで どのような位置付けとす べきでしょうか。
8 条例の見 直し	条例の見 直し	必要・不要	この条例は、制定することが目的ではありません。まちづくりに関わる多様な主体が、この条例の趣旨を理解し、条例の考え方を基本として自ら考え、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。しかし、時代や社会経済情勢の変化などにより、条例の運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例の実効性を確保するため市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てていく進化する条例」を目指します。		条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実に行うことを示します。	実態に即して、見直し、改正を行います。 (進化する条例) 具体的な見直しと条例運営のための組 織を設置します。	【検討課題】 ・この条例の必要に応じた見直しはもちろんですが、定期的な見直しを規定すべきでしょうか。 ・条例の見直しは、どのような方法で行っていくべきでしょうか。

その他、各グループで必要と考える構成要素

(構成案)	(要素案)	(規定の要否)	(必要性)	(内容)	(条文の要旨案)	(主な論点)
		必要 ・ 不要				
		必要 · 不要				
		必要・不要				